

令和3年4月16日

会員薬局各位

一般社団法人三重県薬剤師会  
会長 西井 政彦

## 令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について

平素は当会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本補助金は、感染拡大を防ぐための取り組みを行う保険薬局を対象として、20万円を上限として補助されるもので、令和2年度において2月28日を申請期限として実施されていた「令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金事業」（令和3年2月5日付け日薬業発470号参照）と同趣旨にて、今般改めて、令和3年事業として実施されるものです。したがって、「令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」（上限20万円）の補助を受けた薬局は、補助の対象外となります。なお、本補助金は、国の直接補助事業であるため、薬局から直接厚生労働省に申請を行うこととなります。

### 記

#### 1 補助上限額

20万円

#### 2 補助の対象期間・経費

(1) 対象期間：令和3年4月1日から令和3年9月30日

(2) 対象経費：上記の対象期間に支払った、あるいは支払予定の経費

補助対象は令和2年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染防止等支援事業」（上限70万円）と同様です。

#### 3 申請書の提出

(1) 提出期限：令和3年9月30日（当日消印有効）

(2) 提出方法：薬局から直接厚生労働省に申請を行います。以下へ郵送してください。

住所 〒119-0397 銀座郵便局留

宛先 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保  
支援補助金担当 宛

(3) 提出書類：下記の①または②のどちらかで提出してください。

① 申請する経費の支出が全て終わっている場合（交付申請書（第5号様式））

② 申請する経費の支出が終わっていない場合（交付申請書（第3号様式））

※交付申請書の別紙の72行目の上記「支出額」についての項目、「はい」を選択した場合は第5号様式、「いいえ」を選択した場合は第3号様式に交付申請書が自動的に変更になります。

※申請に必要な書類は厚生労働省HPからダウンロードしてご使用ください。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17941.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html)

#### 4 その他

補助金の交付決定、事業実績報告の提出、留意事項等については上記ホームページでご確認ください。

#### 5 問い合わせ先

厚生労働省医政局医療経理室 医療経営支援課

厚生労働省医療提供体制支援補助金 コールセンター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）

事務担当：(一社)三重県薬剤師会  
薬事情報センター 高村、阿部  
電話 059-228-5995 FAX 059-225-4728